

京都市告示第 126 号

道路法第18条の規定に基づき、次のように供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から14日間一般の縦覧に供します。

平成19年6月29日

京都市長 榊本頼兼

道路の種類 市道

供用開始の期日 平成19年7月1日 午後5時

路線名及び道路の区域

路線名	区間
周山2号線	右京区京北周山町下太田32番地の3地先から 同町31番地の3地先まで

(建設局土木管理部道路明示課)